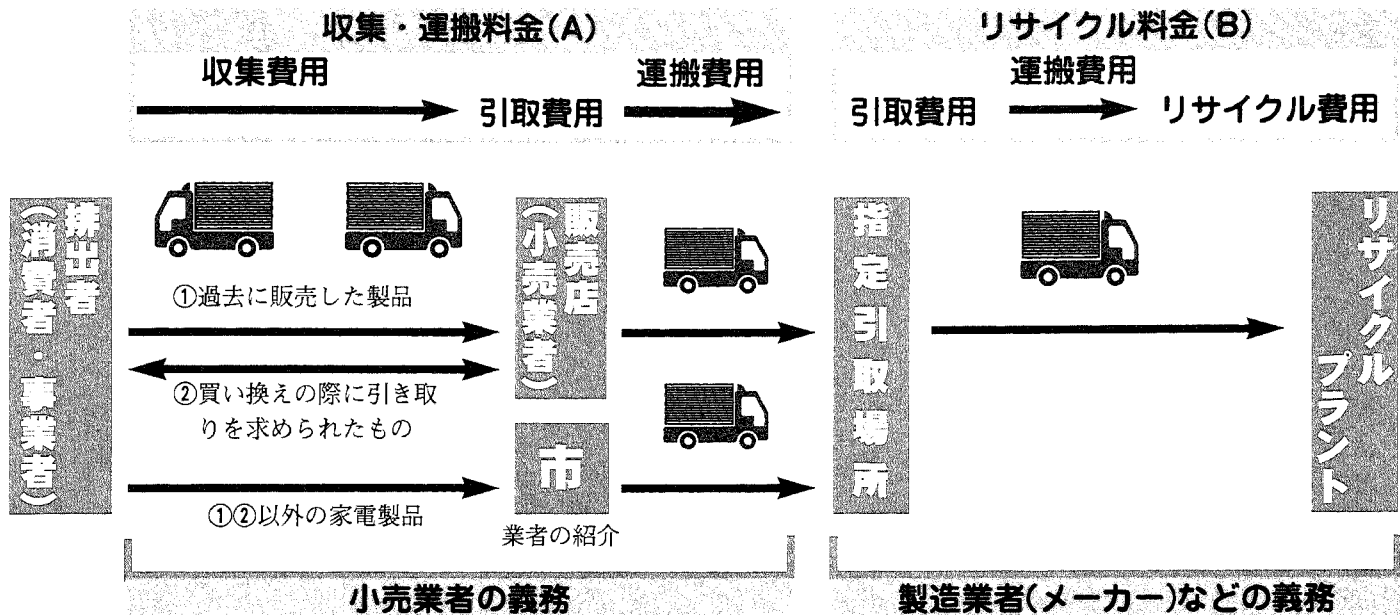
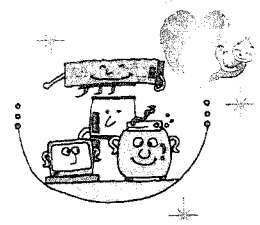


「家電リサイクル法」4月1日スタート!

対象品目：エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機の4品目
を出す際には以下ようになります。



※料金は、排出者(消費者・事業者)の負担になります。

排出者(消費者・事業者)の負担金額	=	収集・運搬料金(A)	+	リサイクル料金(B)
		1,000円から2,500円		エアコン 3,500円 テレビ 2,700円 冷蔵庫 4,600円 洗濯機 2,400円

※上記の対象4品目は、粗大ごみステーションへ出すことはできません。

※上記の対象4品目は、大月都留広域事務組合への持ち込みはできません。

Q&A もっと知りたい家電リサイクル法

Q1 どうして消費者が料金を負担しなければならないのですか。

A 家電リサイクル法の円滑な運用のためには、小売店による収集・運搬、メーカーによるリサイクル及び消費者による費用負担といった、それぞれの役割分担が必要不可欠です。消費者も費用の分担を通じて、循環型経済社会の構築に向けて重要な役割を担うことになります。

Q2 自治体(市町村)の役割はどうなるのですか。

A 基本的に、対象となる4品目については、小売店(さらには製造メーカーなど)に引き渡していただきますが、引っ越しなどにより、近くにない場合には、市役所地域振興課にご相談ください。

Q3 排出者(消費者)が負担する再商品化等料金(リサイクル料金)の支払方法はどのようになりますか。

A 排出者(消費者)が負担する再商品化等料金(リサイクル料金)の支払方法は、小売店に支払う方法と排出者(消費者)が直接郵便局で振り込む場合の2つの方法があります。

Q4 排出者(消費者)が負担する収集運搬料金の支払方法はどのようになりますか。

A 排出者(消費者)が負担する収集運搬料金の支払方法は、廃家電を小売店へ引き渡す場合は小売店へ、そのほかは市町村の指定する業者に支払う2つの方法があります。

Q5 小売店・メーカーにはどのようなものがありますか。

A 小売店には、家電量販店などの家電小売店や通信販売で家電製品を販売している事業者のほか、中古家電製品を取り扱う古物商、リサイクルショップや質屋なども含まれます。メーカーには、家電メーカーのほか、家電製品の輸入業者が含まれます。

問合せ先 地域振興課

限りある資源大切に